

自治会役員・班数・世帯数・広報配布部数に変更があった場合は、提出をお願いします。

※認可地縁団体（法人化している自治会）の会長・事務所所在地・規約・区域等を変更した場合は、告示事項変更の手続きが必要です。
詳しい手続きの方法は、高岡市地域課へお問い合わせください。＜地域課：20-1326＞

※ 名簿訂正
月

記入例

変更届

住所 高岡市〇〇町〇番〇号
届出人 氏名 高岡 太郎

コード番号	※	認可番号	※	
地区番号	校下（地区）名	自治会名（ふりがな）	班 数	世 帯 数
※	〇〇校下	(〇〇〇〇まち 〇〇町自治会)	〇 班	〇 〇世帯
役 職	新役員氏名（ふりがな）	住 所	電話番号	旧役員氏名
会 長	(たかおか たろう) 高岡 太郎 ＜就任日＞ 令和〇年 〇月 〇日	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高岡市〇〇町〇番〇号	自宅 〇〇-〇〇〇〇 携帯 ●●●-●●●●	万葉 太郎
	(まんよう はなこ) 万葉 花子	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高岡市〇〇町〇番〇号	自宅 〇〇-〇〇〇〇 携帯 ●●●-●●●●	大伴 家持
副会長 (2 人)	(あまはらし じろう) 雨晴 次郎	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高岡市〇〇町〇番〇号	自宅 〇〇-〇〇〇〇 携帯 ●●●-●●●●	古城 一郎
	()	〒	自宅 携帯	
	()	〒	自宅 携帯	

	新役員氏名（ふりがな）	住 所	電話番号	旧役員氏名	配布部数
広報担当 (広報等送付先)	(こじょう じろう) 古城 次郎	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高岡市〇〇町〇番〇号	自宅 〇〇-〇〇〇〇 携帯 ●●●-●●●●	富山 良夫	50部
	(とやま ようこ) 富山 葉子	〒〇〇〇-〇〇〇〇 高岡市〇〇町〇番〇号	自宅 〇〇-〇〇〇〇 携帯 ●●●-●●●●	高岡 三郎	50部
	()	〒	自宅 携帯		部
	()	〒	自宅 携帯		部
	※配布部数の欄には、市民と市政など全戸配布する部数を記入してください。 ※変更届を提出した翌月の配布分から変更されます。 (例：6月1日提出 → 7月末配布の8月号から変更)				

- ◇ 届出人（住所、氏名）と太枠内について記入してください（※印欄は、記入しないでください）。
- ◇ 認可地縁団体で会長の変更があった場合は、告示事項変更の手続きが必要です。
- ◇ 変更内容は、高岡市地域課、広報発信課、危機管理課、農地林務課、環境政策課、道路整備課、土木維持課、上下水道局総務課と共有しています。
- ◇ 個人情報の取扱いについては、裏面をご覧ください。

自治会長等の個人情報の取扱いについて

自治会長等の個人情報（住所・氏名・電話番号等）は、個人情報取扱特記事項に基づき、高岡市連合自治会事務局（市役所地域課）で管理しています。

市や業者、地域住民などから自治会長等の個人情報の開示請求があった場合、開示することが適切かどうか判断したうえで、請求者へ提供しています。

つきましては、以下のことについてご理解いただき、個人情報の利用・提供について同意してくださいようお願いいたします。

◆次の①～⑥の利用目的の場合は、請求者の氏名や身元等を確認したうえで個人情報を開示します

- ① 高岡市が実施する事業に関連する自治会との連絡調整
- ② 国及び県などから住民への行政情報発信
- ③ 国及び県などの法令等に定められた調査の実施
- ④ 土地開発、建築工事、公共インフラ（電気・ガス・電話など）の工事に関する事前説明
- ⑤ 転入者または地域住民からの自治会に関する照会
- ⑥ 業者からの不動産売買や賃貸借契約における説明事項に関する照会（自治会費、ごみ収集場所など）

◆次の①～③の場合は、個人情報を開示しません

- ① 物販やチラシ配布などの営利目的
- ② 自治会の活動に関係がない場合
- ③ 利用目的が明確でない場合

情報の取扱いには十分に注意を払うとともに、情報提供先に対しても目的以外には決して利用しないこと、目的を達成した後は適切に処分するように指示するなど、必要な措置を講じます。